

平成30年度三重県立高校生海外研修旅行事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

平成30年度三重県立高校生海外研修旅行事業委託業務

2 事業の目的

海外における企業体験や異文化体験を主な目的とした海外研修旅行を実施することで、高校生の国際的視野を広げるとともに、海外留学への関心を高め、将来グローバルな舞台で活躍する人材を育成する。

3 委託業務の内容

- (1) 海外研修旅行の日程表の作成
- (2) 旅行中の交通手段及び宿泊先の確保
- (3) 研修、国際交流プログラム等の企画及び現地でのサポート
- (4) 国内における保護者説明会及び事前研修会への協力
- (5) 海外旅行に係る危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談
- (6) 事業実施にかかる諸手続等
- (7) 研修旅行のしおりの作成、参加者への事前・事後の諸連絡及び実施期間中の参加者の一般的な健康管理等

なお、募集要項の作成及び参加者応募受付並びに参加者の選考については、三重県教育委員会高校教育課が行う。

4 委託期間

契約締結日から平成30年12月28日（金）まで

5 委託業務履行場所・日

場 所：シンガポールまたはシンガポール及びマレーシア方面

実施期日：平成30年7月21日（土）～平成30年7月31日（火）のうち5日間

6 契約上限額

2,400,000円

（消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。）

7 参加者

三重県内の県立高等学校に在籍する高校生10名及び三重県教育委員会事務局高校教育課職員等2名

8 事業実施における留意事項

- (1) 受託者は、高校生対象の海外研修・教育旅行に精通していること。
- (2) グローバルな視点や国際感覚を養うため、企業体験、多様な文化や現地団体に触れ

るようなフィールドワーク、学校交流等のプログラムを計画に含めること。

- (3) 旅行行程については、各滞在日のスケジュール、行動内容、食事の有無、移動手段等を詳細に示すこと。
- (4) 三重県教育委員会の求めに応じ、本事業に関連する説明会への同席・説明等の対応を行うこと。
- (5) 旅行には日本国内から添乗員が同行するものとし、その費用も見積りに含めること。
- (6) 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 高校生の参加人数は上限を10名とし、定員の範囲内で変更することがある。契約金額は、参加人数に応じて変更すること。
- (8) 県教育委員会と相談して、事業を実施すること。
- (9) 参加者数は4月末日までに決定する。
- (10) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て三重県教育委員会に帰属するものとする。

なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。

- (11) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。
- (12) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (13) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (14) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。

ただし、三重県教育委員会高校教育課が主催する事前研修の開催費用及び参加者の旅券申請に係る費用や超過手荷物料金、任意の海外旅行保険料及び行程に含まれない飲食費等の個人的性質の費用は委託料に含まない。

- (15) この仕様書に定めのない事項については、受託者は三重県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。